

(別表 1)

事業継続力強化支援計画

### 事業継続力強化支援事業の目標

#### 1 現状

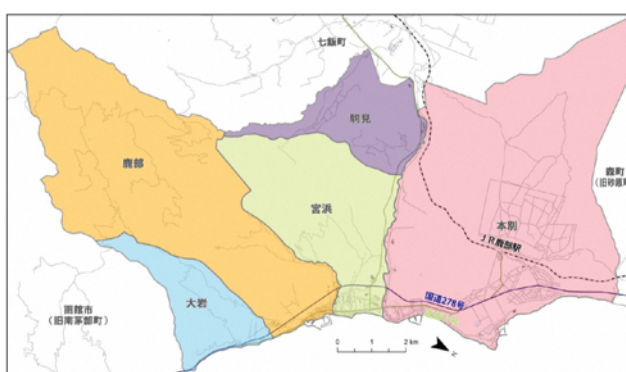
鹿部町は北海道南部の渡島半島東部に位置し、北海道の空の玄関口である函館空港から車で約 1 時間、平成 28 年に開通した北海道新幹線「新函館北斗駅」から約 30 分の位置にある。

当町の東側にはスケトウダラやホタテの漁場となる噴火湾、西側には活火山である北海道駒ヶ岳があり、食資源ではスケトウダラの魚卵を塩蔵した「たらこ」や観光資源では天然温泉が吹き上がる「間歇泉」が代表的な地域資源である。

当町の総面積は 110.63 ㎢、東西約 16.5 km、南北約 19.0 km で、「大岩地区」「鹿部地区」「宮浜地区」「本別地区（一部はリゾート地区）」「駒見地区」の 5 つの地区により構成されており、「鹿部地区」「宮浜地区」が当町の中心となる地区である。「大岩地区」は函館市（旧南茅部町）に隣接し、「本別地区」は森町、「駒見地区」は七飯町に隣接している。



(出典：鹿部商工会)



(出典：鹿部町土地利用計画)

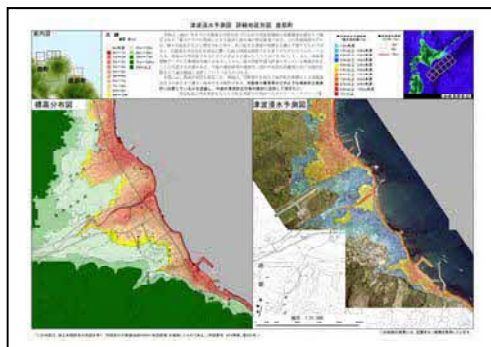
#### (1) 地域の災害リスク

(津波：鹿部町地域防災計画)

鹿部町は太平洋から噴火湾へと続く海岸線に面しており、小規模事業者の事業所は主に道道鹿部大沼公園線（旧国道 278 号線）の沿道付近で営業している。

北海道が平成 24 年 6 月に公表した釧路・根室沖、十勝沖から三陸沖北部に至る断層が三連動で動くことにより発生する甚大な被害をもたらす地震で想定される「あらゆる可能性を考慮した最大クラスの巨大な津波の津波浸水予想」によると、町内の大部分が 3 m 未満の浸水区域となっており、本別地区・鹿部地区・大岩地区の一部は 5 m 以上 7 m 未満の浸水区域であり、町内のほぼ全域が浸水区域となることから小規模事業者が被災する可能性が高い。

想定される浸水深	小規模事業者数
3 m 未満	40 者
4 m 以上 5 m 未満	24 者
5 m 以上 7 m 未満	41 者



(出典：鹿部町地域防災計画  
資料 30 津波浸水予想図)

(噴火：鹿部町地域防災計画)

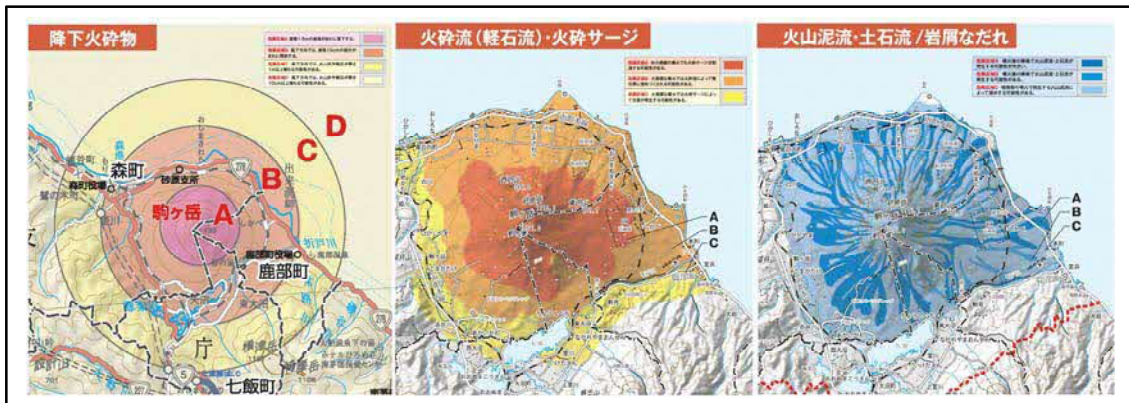
当町の西側には活火山の北海道駒ヶ岳があり、昭和 4 年に発生した大噴火では、本別地区に火砕流が到達し、軽石等の降灰物が約 100 cm 積もる等、建物や耕作地、漁場へ甚大な

被害をもたらした。

それ以後、昭和 17 年中噴火や平成 8・10・12 年と小規模の噴火を繰り返しているが近年は穏やかな状況を保っている。

しかし、昭和 4 年級の大噴火が発生した場合は甚大な災害が想定されており、小規模事業者への影響も計り知れないものである。

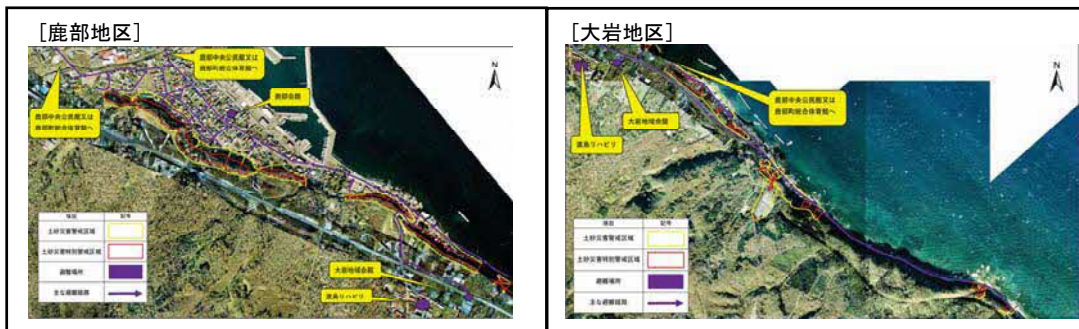
なお、北海道駒ヶ岳周辺 3 町（森町、鹿部町、七飯町）において北海道駒ヶ岳火山防災協議会を設立しており、北海道駒ヶ岳噴火による被害の軽減を図るため、本協議会において「北海道駒ヶ岳火山避難計画」を策定している。



(出典：北海道駒ヶ岳火山防災協議会、駒ヶ岳火山防災ハンドブック)

(土砂災害：鹿部町土砂災害ハザードマップ)

鹿部町土砂災害ハザードマップによると、大岩地区が土石流による土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域に指定され、大岩地区から鹿部地区にかけての広範囲の場所が急傾斜地の崩壊による土砂災害警戒区域・土砂災害特別計画区域に指定されている。土砂災害警戒区域には小規模事業者の事業所や倉庫等の建物があり、12 者が被災する可能性がある。



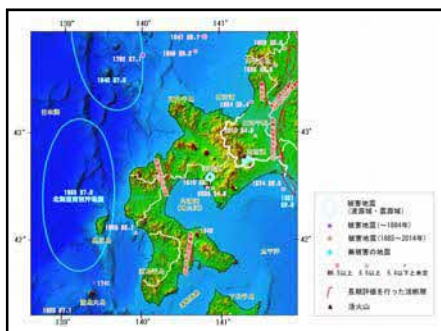
(出典：鹿部町土砂ハザードマップ)

(地震：地震調査研究推進本部・J-SHIS)

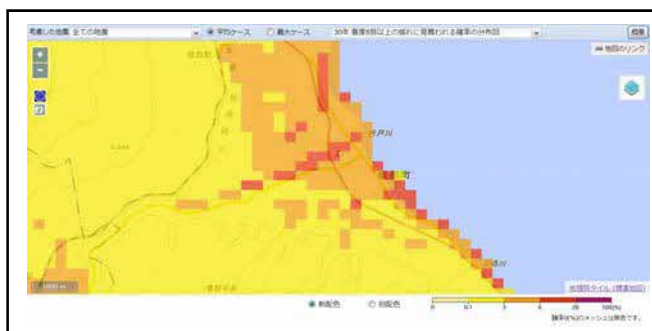
鹿部町にもっとも影響を及ぼす可能性のある地震は、地震調査研究推進本部によると太平洋側沖合のプレート境界付近で発生する地震であり、当町の津波ハザードマップが津波想定震源域とされる青森県東方沖から根室沖にかけての海溝型地震である。なお、今後 30 年以内に震度 6 強以上の地震発生確率は 0.3% となっており、震度 6 弱以上の揺れに見舞われる地震の発生確率が 4% となっている。しかし、平成 28 年 1 月の浦河沖地震では震度 4、同年 6 月の内浦湾を震源とする地震では震度 4、平成 30 年の胆振東部地震では震度 4 の地震が発生していることから警戒が必要である。

断層型地震では、七飯町峠下付近から北斗市にかけて「函館平野西縁断層帯」があり、震度 5 クラスの地震が想定されている。

また、胆振東部地震の影響でブラックアウトが発生し、電力復旧に時間を要したことから、小規模事業者では商品廃棄等の影響により売上減少等の事業所があった。



(出典：地震調査研究推進本部)

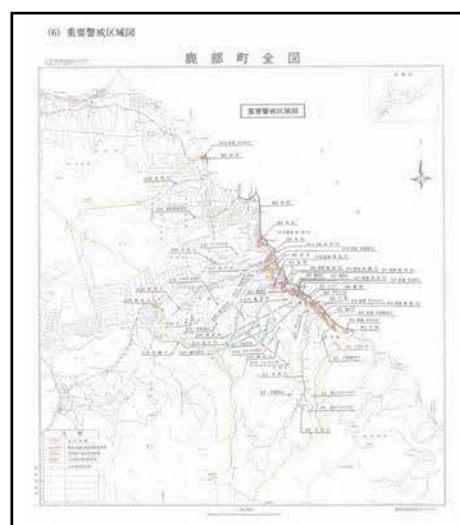


(出典：地震ハザードステーション)

(洪水他災害：鹿部町地域防災計画)

当町には大小合わせて 14 水系 29 河川があり、雪解けや豪雨による浸水災害が想定されている。想定される河川は、溢水災害河川が 9 河川、河岸決壊河川が 5 河川である。一般住宅の被害想定戸数は 311 戸となっており、小規模事業者も被災する可能性がある。また、海岸線については高波 (5.0m~5.5m) による災害も想定されおり、一般住宅の被害想定戸数は 96 戸である。

前述の他、台風や低気圧による暴風雨の強風 (風災) による屋根損壊等の建物被害や倒木被害、漁業施設の損壊被害等、気象状況の変化により様々な災害が発生している。



(出典：鹿部町地域防災計画 資料 29 (6) 重要警戒区域図)

《過去における主な災害記録》

年月日	種別	災害発生概要	被害状況
S 4. 6. 17	噴火	駒ヶ岳大噴火 火砕流、降灰、降石、地震が発生 降石により 100cm 軽石等が積もった。	全域 全焼・全壊 335 棟 半焼・半壊・半埋没 515 棟 死者 2 名、負傷者 4 名 家畜 (馬 60 頭、牛 20 頭) 耕地 (田 17.0ha、畑 151.2ha、牧場 1,629.8ha) 原野 1,035.0ha、山林 7,706.2ha 漁場・海産干場も大きな被害があった。
H16. 9. 8	台風	台風 18 号 暴風が発生	全域 暴風により住宅損壊 民有林・町有林・道有林の被害発生
H23. 3. 11	津波	東北地方太平洋沖地震 津波	1.8mの津波により漁業被害 (漁船・漁業施設)

(出典：鹿部町地域防災計画、資料 23)

(感染症)

新型コロナウイルスや新型インフルエンザといった感染症は、ほとんどの人がウイルスに対する免疫を獲得していないため、大きな健康被害とこれに伴う社会的影響をもたらすことが懸念されている。

## (2) 商工業者の状況

・商工業者数 140人（独自データ）

・小規模事業者数 128人（独自データ）

業 種		商工業者数	小規模事業者数	備 考
商工 業者	建 設 業	27	26	大岩・鹿部・宮浜・本別地区に分布
	製 造 業	24	23	〃
	卸売・小売業	33	31	鹿部・宮浜・本別地区に分布
	飲食・宿泊業	17	16	〃
	サ ー ビ ス 業	28	25	〃
	運輸・その他業種	11	7	鹿部・宮浜・本別・駒見地区に分布

## (3) これまでの取組

### 1) 当町の取組

項 目	年 月	備 考
鹿部町防災会議条例	S38. 4	
鹿部町地域防災計画	H27. 10	
防災訓練の実施	R 2. 11	北海道駒ヶ岳噴火災害避難訓練（隔年で実施）
	R 3. 11	小・中学校学童防災教育（例年実施）
	R 3. 12	津波災害避難訓練（隔年で実施）
防災備品の備蓄	—	備蓄食料（6,500食）飲料水（5,400ℓ） アルファ米・防災食ラーメン等、缶詰パン
新型インフルエンザ等 対策行動計画の策定	R 2. 12	鹿部町新型コロナウイルス感染症対応業務継続 計画

### 2) 当商工会の取組

項 目	年 月	備 考
災害復旧貸付制度の周知	R 2. 12	施策普及パンフレットに掲載し配布
損害保険への加入促進	R 2. 12	施策普及パンフレットに掲載し配布

## 2 課題

- ・緊急時の取組についての定めが漠然としており、協力体制の重要性について具体的な体制やマニュアルが整備されていない。
- ・実施推進体制の構築及び責任者の強いリーダーシップの下での推進が必要となるが、ノウハウをもった人員が十分にいない。
- ・支援計画の考え方や内容が職員間で浸透するための訓練や教育が行われていない。
- ・地区内小規模事業者に対する予防接種の推奨や手洗いの徹底について周知することが必要である。
- ・体調不良者を出社させないルール作りや感染拡大に備えてマスクや消毒液等の衛生品の備蓄、リスクファイナンス対策として保険の必要性を周知することが必要である。

## 3 目標

- ・地区内小規模事業者に対し自然災害リスクや感染症等リスクを認識させ、事業継続力強化計画策定の必要性を周知する。
- ・発災時における連絡体制を円滑に行うため、当商工会と当町との間における被害情報報告

ルートを構築する。

- ・発災後速やかな復興支援策が行えるよう、また、域内において感染症発生時には速やかに拡大防止措置を行えるよう、組織内における体制、関係機関との連携体制を平時から構築する。
- ・成果目標

業 種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定目標（事業継続力強化計画）				
			R4	R5	R6	R7	R8
建 設 業	27	26	1	1	1	1	1
製 造 業	24	23	1	1	1	1	1
卸売・小売業	33	31	1	1	1	1	1
飲食・宿泊業	17	16	1	1	1	2	2
サービス業	28	25	1	1	1	1	1
運輸・その他業種	11	7	1	1	1	0	0
合 計	140	128	6	6	6	6	6

※策定目標については、当会の人員体制を考慮したうえで、津波浸水区域が5m～7m未満の本別地区9者、鹿部地区30者、大岩地区2者並びに土砂災害警戒区域で被災度が高い鹿部・大岩地区12者を優先し、3期15年で全小規模事業者が策定するよう設定した。

- ・実施目標

項 目	目 的	目 標	
事前対策の 必要性を周知	地区内小規模事業者に対し災害リスク・感染症等リスクを認識させるとともに、事前対策としての計画策定の重要性を認識させる	セミナー開催	年1回
計画策定の支援に 向けた内部協議	事業継続力強化計画策定希望事業者へ円滑に支援するため職員間の連携と意思疎通を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
保険・共済普及に 向けた体制づくり	保険・共済に対する助言・加入手続きを行うための職員の育成と連携を図る	職員会議及び勉強会の開催	年1回
連携体制の推進	組織内や関係機関と発災後・感染症発生時に速やかな復興支援策が行える体制の構築	連携会議開催	年1回

#### 4 その他

- ・経営発達支援計画評価委員会に合わせて事業継続力強化支援計画連携会議を年1回開催し、事業に対する評価及び状況や環境の変化による計画の見直しを行う。
- ・上記内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

事業継続力強化支援事業の内容及び実施期間

5 事業継続力強化支援事業の実施期間（令和4年4月1日～令和9年3月31日）

6 事業継続力強化支援事業の内容

- ・当商工会と当町の役割分担及び体制を整理し、連携して以下の事業を実施する。

鹿部町	鹿部商工会
防災関連の情報提供	セミナー・個別相談会の開催事業
事業継続力強化計画策定に係る 助言・指導	継続力強化計画策定支援・ フォローアップ
災害等リスクの周知	
関係団体との連携	
防災訓練の実施	
応急対策時の対策及び復旧支援	

(1) 事前の対策

- ・事業継続力強化支援計画を商工会と行政が共有することにより、自然災害発災時や感染症発生時に混乱なく応急対策等に取り組めるようにする。
- ・日常的に災害の発生に備える意識を高め、自ら防災対策を実施するとともに、商工会内部における職員会議及び勉強会の開催により、職員間の情報共有並びに連携を図る。

ア. 小規模事業者に対する災害等リスクの周知

- ・巡回経営指導及び窓口相談業務の際、過去における災害記録やハザードマップ等を用いながら、事業所の現状と災害等のリスク及びその影響を軽減するための取組や対策の重要性について説明を行う。
- ・当商工会のホームページや各会合等において本計画を公表し、「事業継続力強化計画」の重要性や策定した際の支援措置などの紹介を当商工会ホームページ及びチラシ・パンフレットを作成し行う。
- ・事業継続力強化の取組に関する専門家を招き、小規模事業者に対する普及啓発セミナーを実施する。
- ・新型コロナウイルス感染症は、いつでも、どこでも発生する可能性があり、感染の状況も日々変化するため、事業者には常に最新の正しい情報を入手し、デマに惑わされることなく、冷静に対応することを周知する。
- ・新型コロナウイルス感染症に関しては、業種別ガイドラインに基づき、感染症拡大防止策等について事業者への周知を行うとともに、今後の感染症対策につながる支援を実施する。
- ・事業者へ、マスクや消毒液等の一定量の備蓄、オフィス内換気設備の設置、ITやテレワーク環境を整備するための情報や支援策等を提供する。

イ. 商工会自身の事業継続計画の作成

- ・当商工会は、令和5年3月までに事業継続計画を策定予定

ウ. 関係団体等との連携

- ・損害保険会社等に専門家の派遣を依頼し、地区内小規模事業者を対象とした普及啓発セミナーや保険内容の紹介等を実施する。
- ・感染症に関しては、収束時期が予測しづらいこともあり、リスクファイナンス対策として各種保険（生命保険や傷害保険、感染症特約付き休業補償など）の紹介等も実施する。
- ・関係機関への普及啓発ポスターの掲示、セミナー等の共催依頼を行う。

## エ. フォローアップ

- ・小規模事業者の事業継続力強化計画等の取組状況の確認（年1回実施）

業種	商工業者数 (独自データ)	小規模事業者数 (独自データ)	策定件数					フォローアップ回数				
			R4	R5	R6	R7	R8	R4	R5	R6	R7	R8
建設業	27	26	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
製造業	24	23	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
卸売・小売業	33	31	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
飲食・宿泊業	17	16	1	1	1	2	2	1	1	1	2	2
サービス業	28	25	1	1	1	1	1	1	1	1	1	1
運輸・その他業種	11	7	1	1	1	0	0	1	1	1	0	0
合計	140	128	6	6	6	6	6	6	6	6	6	6

- ・町、商工会の他、関係機関を交えた事業継続力強化支援計画連携会議において、状況確認や改善点等について年1回協議し、本計画に記載した事業の実施状況及び評価検証を行う。また、評価結果はHPへ掲載することで地域の小規模事業者等が常に閲覧可能な状態とする。

## オ. 当該計画に係る訓練の実施

- ・自然災害（震度6弱の地震）が発生したと仮定し、当町地域防災計画を基に連絡ルート等の確認を行う。

実施時期	商工会館防災訓練と合わせて年1回実施
訓練内容	発災後の連絡手段等の確認 発災後の指示命令系統・連絡体制の確認
訓練連携先	鹿部町水産経済課商工労働係

## カ. 発災時における被害報告基準について

- ・被害認定基準及び被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定方法については、あらかじめ当町水産経済課と協議し、策定する。

## (2) 発災後の対策

- ・自然災害等による発災時には、自身の安全確保、人命救助を第一とする。そのうえで、次の手順で地区内の被害状況を把握し、関係機関と連携した行動に繋げる。

## ア. 応急対策の実施可否の確認

- ・発災後3時間以内に携帯電話等を活用して職員とその家族の安否確認を行う。  
連絡方法の優先順位 ①電話 ②SNS（LINE・メッセージ）  
③メール（ショートメール・Eメール等）
- ・安否確認後、近隣の大まかな被害状況、業務従事の可否について SNS のグループ機能等を活用し、情報の共有を行う。
- ・国内感染者発生後には、職員の体調確認を行うとともに、事業所の消毒、職員の手洗い・うがい等を徹底する。
- ・管轄保健所による指導や新型インフルエンザ等対策特別措置法による、北海道知事からの感染防止に必要な協力要請に基づき、当会による感染対策を行う。

## イ. 応急対策の方針決定

- ・鹿部町災害対策本部の方針に従い、当町水産経済課と連携をとり実施に向けた役割分担・スケジュールの作成を行う。また、職員自身の目視で命の危険を感じる自然災害等の状

況の場合は出勤せず、まず自身の安全を確保し、安全確保がされた後に出勤する。

- ・配備体制及び被害規模の目安は下記を想定する。

種別	配備の時期	配備要員
出勤	<ul style="list-style-type: none"> <li>・広域にわたる災害の発生が予想される場合、若しくは被害が甚大であると予想される場合</li> <li>・町内に震度6弱以上の地震が発生したとき</li> <li>・予想されない重大な災害が発生したとき</li> <li>・気象特別警報が発表されたとき</li> </ul>	全職員
警戒	<ul style="list-style-type: none"> <li>・局地的な災害の発生が予想される時又は災害が発生したとき</li> <li>・町内に震度5弱又は5強の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員
準備	<ul style="list-style-type: none"> <li>・気象業務法に基づく気象に関する防災気象情報が発令され、災害の発生が予想される時</li> <li>・町内に震度4の地震が発生したとき</li> </ul>	事務局長 経営指導員

- ・本計画により、当商工会と当町は、被害状況等を下記により共有する。

発災後～1週間	1日に3回共有する
1週間～2週間	1日に2回共有する
2週間～4週間	1日に1回共有する
1ヶ月以降	2日に1回共有する

- ・当町で取りまとめた「鹿部町新型インフルエンザ等対策行動計画」を踏まえ、必要な情報の把握と発信を行うとともに、交代勤務を導入する等体制維持に向けた対策を実施する。

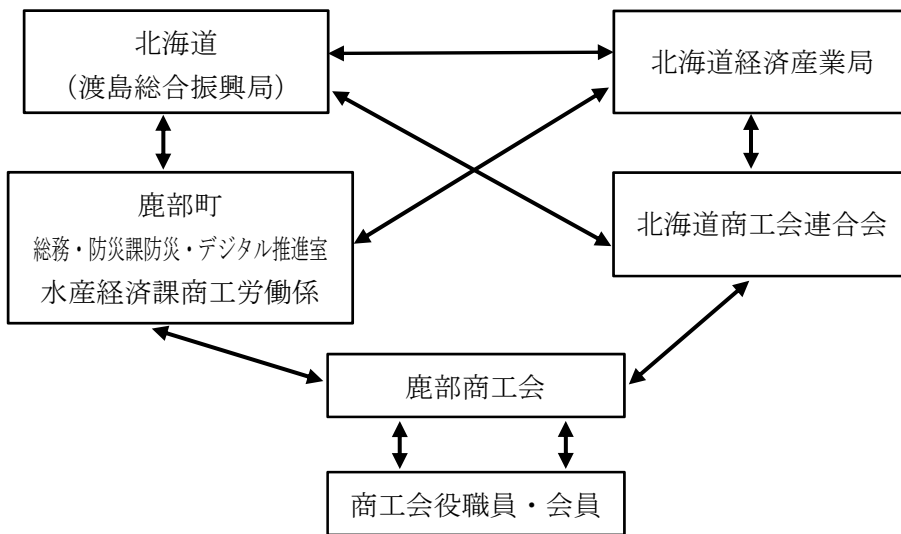
### (3) 発災時における指示命令系統・連絡体制

- ・自然災害等発生時に、被害を最小限に防止するため迅速かつ強力な指示命令系統・連絡体制を構築する。
- ・二次災害発生の恐れのある個所に対して、情報を共有し報告体制を整備することで発生防止措置に繋げる。
- ・当商工会は原則、被害状況確認報告書にて、メールまたはFAX等により情報共有又は報告を行う。
- ・被害額（合計、建物、設備、商品等）の算定については、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・当商工会と当町が共有した情報について、北海道の災害情報報告取扱要領に基づき指定する方法にて、渡島総合振興局及び北海道商工会連合会に報告する。
- ・被害状況確認報告書様式

事業所名	住所	業種	被害額	被害状況（建物・機械設備・商品など詳細に記載）
1				
2				
3				



・災害情報等報告取扱要領の報告方法



(4) 応急対策時の地区内小規模事業者に対する支援

- ・地区内小規模事業者等の被害状況について、あらかじめ町と定めた方法により確認する。
- ・相談窓口の開設について当町と相談し、安全性が確認された場所に設置する。
- ・被災事業者を対象にした補助制度等の施策について、地区内小規模事業者等へ周知する。
- ・損害保険、各種給付金や補助制度等の申請手続きの支援を行う。
- ・感染症の場合、事業活動に影響を受ける、またはその恐れがある小規模事業者を対象とした支援策や相談窓口の開設等を行う。

(5) 地区内小規模事業者に対する復興支援

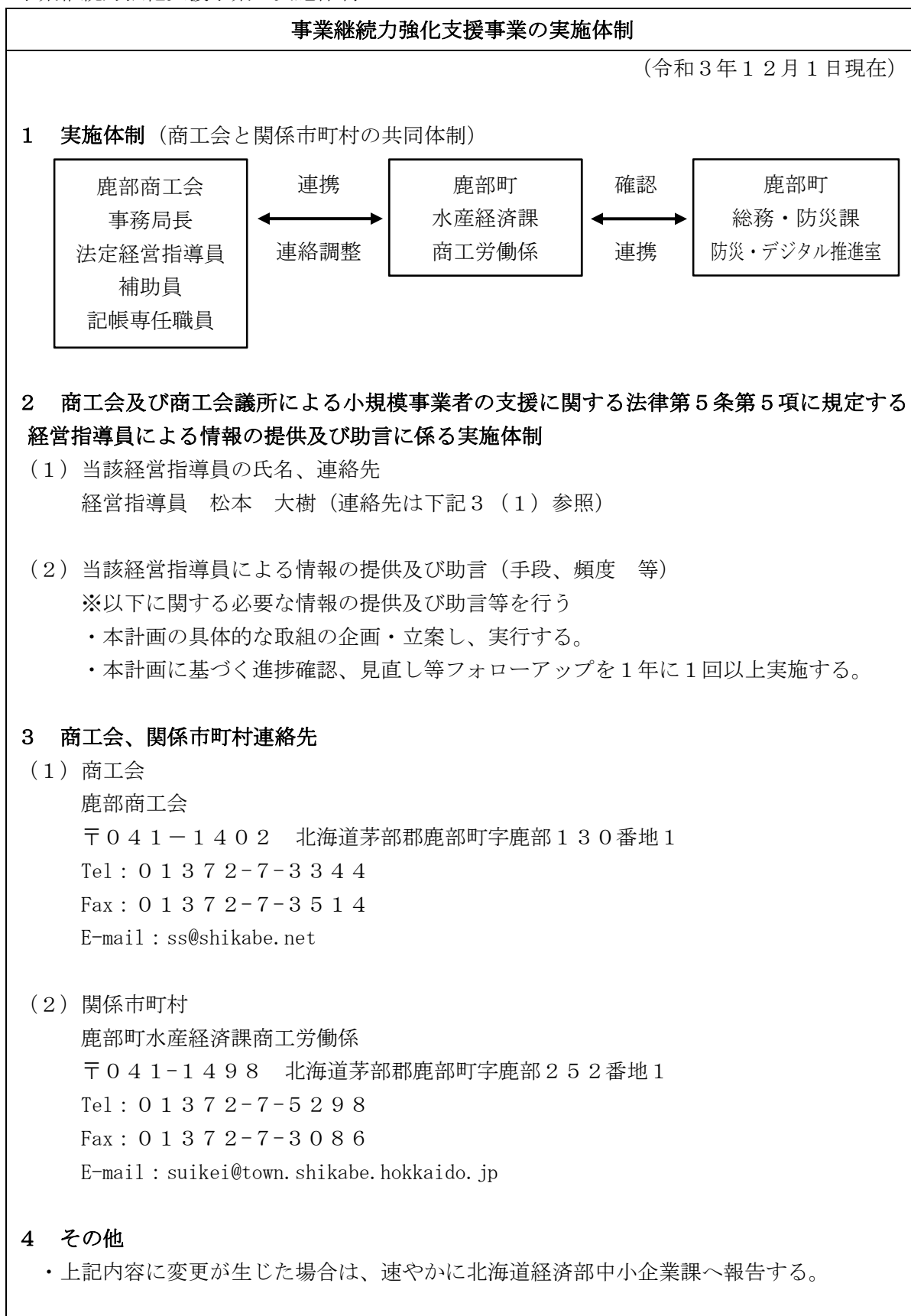
- ・鹿部町の方針に従って復旧・復興支援の方針を決め、被災小規模事業者に対し支援を実施する。
- ・被害規模が大きく、被災地の職員だけでは対応が困難な場合には、他の地域からの応援派遣等を北海道や北海道商工会連合会に相談する。

(6) その他

- ・本計画は、鹿部町・鹿部商工会のHP及び広報誌や各会合等において公表し、支援小規模事業者に対する防災・減災対策についての周知を広く行うこととする。
- ・本計画内容に変更が生じた場合は、速やかに北海道経済部中小企業課へ報告する。

(別表 2)

事業継続力強化支援事業の実施体制



(別表3)

事業継続力強化支援事業の実施に必要な資金の額及びその調達方法

## 1 必要な資金の額

(単位 千円)

	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度
必要な資金の額	250	250	250	250	250
・ 専門家派遣費	50	50	50	50	50
・ セミナー開催費	100	100	100	100	100
・ パンフ、チラシ作成費	50	50	50	50	50
・ 防災、感染症対策費	50	50	50	50	50

(備考) 必要な資金の額については、見込み額を記載すること。

## 2 調達方法

調達方法
会費収入、鹿部町補助金、道補助金、事業収入等

(備考) 調達方法については、想定される調達方法を記載すること。